令和３年度　第3回　雇用支援ネットワーク部会　就労アセスメント委員会

令和3年７月28日(金)

13:30～15:00

飯山合同庁舎　300号会議室

参加者（所属・敬称略）

田村委員長、松井副部会長、小林委員、小嶋委員、池田委員、綿谷委員、佐々木委員、平澤陽委員、今井委員、丸山委員、平澤部会長、事務局宮﨑、湯本、森山

１　はじめに

２　「みなしアセス」これまでの経過と協議事項

市町村への提出（申請）期限と内容の確認

・アセスメント報告をもって「完了」とし、以後「30日以内」に該当市町村へ請求する。

・請求の際は実績として「就労アセス結果シート直接観察用」と「就労アセス結果シート面談聞き取り用」もあわせて提出する。

・委託料の単価は「一人あたり」の設定となっているため、アセスメントとして実施される作業観察や面談等の回数に応じて変動することは無い。

・今年度の「みなしアセス」は年度契約としている。対象者の状況、またはアセスメントの実施状況を鑑み、報告以後もアセスメントの実施が必要と判断した場合は、その継続の旨を該当市町村へ申し出てアセスメントの継続実施について相談する。

アセスメント結果の報告を事務局でいったん集約するか

・アセスメントの結果報告は実施事業所から直接該当市町村へ提出して頂く。（事務局は集約しない）

アセスメント情報の取り扱い　残った個人情報をどうするか

・市町村ごとの管理となるが、保管期限は管理規定や実施要項での定めは市町村によって違うため、次回委員会までに6市町村で合わせられるようにしたい。また観察者は確実に自事業所にあるシートデータを削除する。

・今回のアセスメント活用のために、開示請求があった場合のとりくみについても確認をしておく。誰からの請求、またどのような形での開示など、各市町村の条例をふまえて準備する。

アセスメントを実施してみて

・作業観察シートの項目へどのように評価するべきか迷うことがあった。決められた時間内のため関係する箇所からの情報も必要となってくる。

・落ち着いた場面設定での作業観察となり、他の環境や状況での様子はわからかった。

・あえてイレギュラーな状況設定なども試したいと思ったが、事実のみを観察するよう努めた。

報告の進め方　統一について　→この後確認します。作業観察者はこの後お残りください

※一旦委員会を終了とする

報告について

・できていること、事実を根拠とした具体的な可能性についてフィードバックを心がけ、本人のエンパワメントに繋がるようにしたい

・何を本人に伝えたらいいか。→ここも含めて就労アセスの取組となる

・まとめたり、研修する機会があればいい。教わる機会として

・できるだけ観たままに、具体的に記録する

・観察者と支援者のスタンスを分ける。その意味では他事業所へ赴いて実施は観察者としてはやりやすいか。

・アセスメント者への情報提供については、なぜその事業所を選んだのかは予め知っておきたい。

・今年度は作業観察に徹していきたい。

次回　令和３年８月24日13時30分より　飯山合庁300号会議室